

# 幼児教育・保育の無償化の手続きについて

## 1 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 教育部分

月額25,700円を上限に満3歳から小学校就学までの子どもの利用料が無料になります。

### (2) 預かり保育

対象者	上限額
保育の必要性 <sup>※1</sup> がある 3～5歳児（年少・年中・年長） <sup>※2</sup>	月額11,300円まで
保育の必要性 <sup>※1</sup> がある 満3歳で、非課税世帯	月額16,300円まで

※1 「保育の必要性」の認定要件は、次のいずれかに該当する場合は、

- 月64時間以上就労している
- 自営業をしている（月64時間以上）
- 妊娠中または出産後間がない
- 疾病がある（保育できる状況ではない疾病）
- 障がいがある（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）
- 同居親族を常時介護または看護している
- 災害等の復旧に当たっている
- 求職活動をしている
- 就学している（通信教育不可）

※2 3～5歳児（年少・年中・年長クラス）とは、3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した日から小学校就学までです。

※3 食材費等は利用料に含まれないため、無償化の対象外となります。

## 2 無償化の対象となるための手続きについて

無償化の対象となるためには、お住まいの市町村で「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

### (1) 教育部分

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第1号）」を、園に提出してください。

### (2) 預かり保育利用分

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2・3号）」、「保育を必要とすることがわかる証明書（事由によって異なりますので、詳しくは申請書の裏面を参照するか、お住まいの市町村までお問い合わせください。）」を、預かり保育を利用する前までに園に提出してください。

※「保育を必要とすることがわかる証明書」については、父・母それぞれ必要です。ひとり親世帯については、母（父）子の戸籍謄本が必要となります。ただし、児童扶養手当等の手続きで、既に市に提出している場合は不要です。

### 3 支給方法

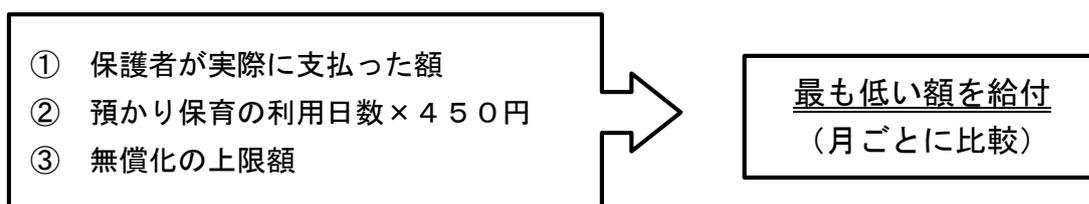
#### (1) 教育部分

市から幼稚園に対して支給します。利用料が上限額（25,700円）を上回っている場合に、幼稚園から保護者に対して利用料（上限額との差額）の請求があります。

#### (2) 預かり保育利用分

保護者が幼稚園に利用料をいったん支払い、月ごとに幼稚園から提出される書類を基に、給付額を算定し、利用月の翌月に春日市から保護者の口座へ支給額を振り込みます。ただし、利用料の支払い時期や施設からの書類の提出時期等によっては、支給の時期が遅れることがあります。支給方法は、市町村により異なります。

給付額については、次のとおりです。



### 4 留意事項

- (1) 申請書を提出した後に、内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出てください。
- (2) 施設によっては、認可外保育施設等の利用料も対象となります。対象の園については、お住まいの市町村までお問い合わせください。

### 5 問い合わせ先

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市こども未来課保育担当 TEL：092-584-1111（代表）

※春日市外在住の方は、お住まいの市町村へお問い合わせください。